

◎入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月17日（木）

茨城県流域下水道事務所長 安 正弘

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

08常流下委第4号 処理場外電気設備点検整備業務委託

(2) 業務委託の内容

受変電設備点検整備	1式
計装設備点検整備	1式
自家発電設備点検整備	1式
直流電源設備点検整備	1式
速度制御装置点検整備	1式
ポンプ場電気設備点検整備	1式

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

(4) 履行場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割 外

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 飯田

電 話 029-823-1621

FAX 029-823-1626

メール ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 業務内容に関すること

〒300-1622 茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター 寺門

電 話 0297-68-3301

FAX 0297-68-8011

メール ryuge_tone@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、国内の下水道終末処理場又は下水道中継ポンプ場において、特別高圧受変電設備を含む電気設備の点検整備業務について、元請として履行した実績があること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に紙入札方式参加承認願を電子メール、FAX、郵送又は持参により提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和8年10月6日（火）まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター

ア 期間

入札公告の日から令和8年10月6日（火）までの午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く）

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割 茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年9月30日（水）午前11時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に同じ

ウ 質問方法

質問は電子調達システムによりTIFF等の画像ファイル形式で提出すること。

ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール、FAXによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月2日（金）午後5時まで。

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。

ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール、FAXにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、電子メール、FAX、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「3 入札参加資格」に係る証明書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月6日（火）午後5時まで。

なお、電子メール、FAX、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。

エクセル、ワード等で作成した書類は画像ファイル（TIFF等）に変換して提出すること（PDFは不可）。

ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、確認申請書のみをシステムにより提出し、残りを電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ その他提出方法によって確認申請書を受理した場合は、確認申請書記載の連絡先へ通知する。

ウ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月9日（金）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ電子メール、郵送又は持参により、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に提出すること。

なお、電子メールの場合には、標題を「【入札書】調達案件名、入札参加者の名称」とし、本文に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、入札書を添付すること。

また、郵送又は持参の場合には、封書のうえ、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月15日（木）午後5時までにシステムのファイルへの記録すること。

なお、電子メール、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和8年10月16日（金）午前11時

イ 場所

茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 1階 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則（平成５年茨城県財務規則第１５号。以下「財務規則」という。）第１４３条第２項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第１３８条第２項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びFAXによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に２通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第１４６条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、２(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）へ電子メール、FAX、郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は１回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否
要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期

又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、FAX、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。